平成 25 年度以降の協議予定について

１　本会議の目的

地域公共交通会議は、道路運送法の規定に基づく会議で、同法施行規則第９条の２で、「地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する会議」と規定されています。

本市の地域公共交通会議は、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの必要な事項を協議します。

２　協議内容

主な協議内容は次のとおりです。（本会議設置から現在までの協議状況は別紙資料№2-2 参照）

（１）乗合旅客運送に関する事項

市要綱第２条第１号の「乗合旅客運送」とは、バス事業者が主体的に運行している「乗合バス」のことです。地域公共交通会議は事業者による乗合バスに関して決定する権限はありませんが、運賃等について地域住民や関係者の合意が必要な場合がありますので、これらの事項について協議します。

（２）市自主運行バス及び有償運送に関する事項

市要綱第２項第２号の「自主運行バス」とは、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、市がバス事業者に運行を委託している路線バスです。この自主運行バスの開始や退出、変更、運賃等について協議します。また、自主運行バス以外の有償運送に関する事項についても協議します。

（３）その他の公共交通に関する事項

市が実施するその他の公共交通施策について、市長が必要と認める事項に関して協議します。

３　今後の協議予定

（１）概ね年４回の開催を予定しています。

（２）平成 25 年度は、既存の自主運行バスに関する協議に加え、「地域公共交通基本計画（仮称）」の策定についても協議します。

（３）主な協議内容とスケジュール案については、別紙資料№2-3 参照。

４　その他

（１）今後の協議内容によっては、部会等の設置も検討します。

（2）現任委員の任期は平成 25 年 3 月 31 日までとなります。4 月 1 日以降の委嘱については、後日、ご連絡します。